

公立大学法人新潟県立大学告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成23年8月9日公立大学法人新潟県立大学告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年9月1日以降に実施する試験から適用する。

平成26年8月22日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 猪口 孝

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
新潟県立大学推薦入学試験	<u>県内順位又は県外順位並びに総合順位</u>	合格発表の日から1か月間	新潟県立大学入試課	新潟県立大学推薦入学試験	<u>総合得点及び総合順位</u>	合格発表の日から1か月間	新潟県立大学入試課
(略)				(略)			
新潟県立大学入学一般選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る）、 <u>個別学力検査等の合計得点</u> （健康栄養学科は小論文の得点と面接評価のランクを <u>開示</u> ）及び総合順位	合格発表があった年の4月16日から5月15日まで	新潟県立大学入試課	新潟県立大学入学一般選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る） <u>及び合計得点（合否判定の対象となった科目の合計得点）並びに個別学力検査等の合計得点並びに総合得点及び総合順位</u>	合格発表があった年の4月16日から5月15日まで	新潟県立大学入試課